

○ 保険料のお支払い方法

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。

「口座振替」を希望される方は、役場本庁の高齢者医療係又は各総合支所の国保高齢者医療係へお申し出ください（手続き方法についてご説明いたします。）

- 「年金からのお支払い」から「口座振替」への切り替えには、2～3か月程度お時間が必要です。
- 「年金からのお支払い」の場合は、手続きの必要はありません。
ただし、次のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払い」ができないため、「納入通知書」や「口座振替」によりお支払いいただきます。

- ◆ 年金額が18万円未満の方（介護保険料が年金から引かれていない方）
- ◆ 介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計が、介護保険料が引かれている年金額の半分以上の方

なお、この制度に加入してからおよそ半年間は、「年金からのお支払い」ができません。

「納入通知書」や「口座振替」でお支払いください。

○税申告の際の「社会保険料控除」は、お支払いする方に適用されます。

（年金からのお支払いの場合、お支払いいただくご本人の社会保険料控除の対象になります）

■ ジェネリック医薬品の利用について

○医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。

○ジェネリック医薬品の処方をご希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の受付窓口で「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。

「希望カード」が必要な方は役場本庁の高齢者医療係又は各総合支所の国保高齢者医療係までお問い合わせください。

効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。
※ ただし、ご希望の際は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

お 問 い 合 わ せ 先

北海道後期高齢者医療広域連合
住所 〒060-0062
札幌市中央区南2条西14丁目
国保会館6階
電話 011-290-5601

役場本庁町民児童課高齢者医療係
電話 0137-84-5111
瀬棚総合支所地域町民課国保高齢者医療係
電話 0137-87-3311
大成総合支所地域町民課国保高齢者医療係
電話 01398-4-5511

後期高齢者医療制度のお知らせ ～ 平成24年度の保険料等について ～

■ 7月に保険料額をお知らせします

平成24年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

＜保険料の計算方法＞

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{均 等 割} \\ \hline \text{【1人当たりの額】} \\ \hline 47,709\text{円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{所 得 割} \\ \hline \text{【本人の所得に応じた額】} \\ \hline \text{（平成23年中の所得-33万円）} \times \\ \hline 10.61\% \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{1年間の保険料} \\ \hline \text{（100円未満切り捨）} \\ \hline \end{array}$$

- 1年間の保険料の上限額は55万円です。
- 年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

○ 保険料の軽減

① 均等割の軽減（年額）

- 軽減は加入者と世帯主の所得の合計で判定します。
- 加入者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。



所得が次の金額以下の世帯		軽減割合	均等割の年額
33万円かつ被保険者全員が所得0円 （年金収入のみの場合、受給額80万円以下）	⇒	9割軽減	【年額】 4,770円
33万円	⇒	8.5割軽減	【年額】 7,156円
33万円+（24万5千円×世帯主以外の被保険者数）※単身世帯の方は該当しません	⇒	5割軽減	【年額】23,854円
33万円+（35万円×世帯の被保険者数）	⇒	2割軽減	【年額】38,167円

② 所得割の軽減

- 加入者個人の所得で計算します。

所得が次の金額以下の方	軽減割合
所得から33万円を引いた額が58万円以下の方	5割軽減

③ 被用者保険の被扶養者だった方の軽減

- この制度に加入したときに被用者保険の被扶養者だった方については、所得割はかからず、均等割が9割軽減となります。

※ 被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

○ 保険料の減免

保険料のお支払いが困難な場合は、役場本庁の高齢者医療係又は各総合支所の国保高齢者医療係へご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し、保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免が受けられる場合があります。